

経済産業部

Point

平成21年2月25日から、バイオ燃料とガソリン・軽油を混合して自動車燃料として販売・消費する方に、事業者登録と品質確認が義務づけられることとなりました。

バイオ燃料とガソリン・軽油を自動車用に混合する方へ

改正揮発油等の品質の確保等に関する法律の御案内

安心・安全なバイオ混合燃料の確保・普及に向け、法律が改正されました！

(改正の背景)

我が国は、バイオ燃料導入を促進しています。

・京都議定書目標達成計画

2010年に原油換算50万

KLのバイオ燃料導入

・地産地消の様々な取り組み

エタノール・脂肪酸メチルエ

ステル混合

一方で、濃度管理や攪拌が不適切なバイオ混合燃料により、自動車に不具合が生じています。

(改正の内容)

揮発油等の品質の確保等に関する法律 品確法 改正

平成21年2月25日より、改正

品確法が施行され、ガソリン・軽油にバイオ燃料を混合

する事業者に、事業者登録と

品質確認が義務づけられま

す。

法律改正によって、適正な品質のバイオ混合燃料が確保され、消費者が安心して安全に購入・使用できるようになります。

脂肪酸メチルエステルと軽油
ETBE

次に該当する方は、新たに品確法の義務がかかります。

不適切な混合燃料による不具合の事例



高濃度アルコール含有ガソリン(規格不適合品)による火災事故



脂肪酸メチルエステル混合軽油(規格不適合品)による固まり

「特定加工業者」とは、法人・個人にかかわらず、反復継続して混合を行う方です。ETBEとは、エチルターフィア・ブチルテルの略で、バイオエタノールと石油系ガスのイソブテンを合成したものです。脂肪酸メチルエステルとは、廃食用油・パーム油等の植物性油に化学処理(メチルエステル化)を施し、軽油に近い性に変換したもの(バイオディーゼル燃料)です。

バイオ燃料とは、植物性の原料に由来する燃料のことです。バイオエタノール、バイオディーゼル燃料等があります。

導入促進につながります。

平成21年2月25日から、特定加工業者に以下の事項が義務づけられます。

事業者登録の義務

- 特定加工業者は、事業開始前に、事業者登録が必要となります。

- 登録に当たっては、適切な混合を行いうる設備を有していること、過去の違反歴の有無等が要件となります。

- 登録は、平成20年11月25日から、混合する場所を管轄する経済産業局（沖縄においては沖縄総合事務局）で受け付けておりますのでお問い合わせください。

品質確認の義務

- 特定加工業者は、バイオ混合燃料を自動車用燃料として販売又は自ら消費するときに、その品質が品確法に規定するガソリン又は軽油の強制規格に適合していることを事業者自ら又は分析機関に委託して確認することが義務づけられます。

起こしたりするおそれがあることから、品質確認が義務づけられますのでご注意ください。

品確法の強制規格では、バイオ燃料の混合上限を定めていますので、遵守ください。

ETBE 約8・3質量%以下
脂肪酸メチルエステル 5質量%以下（いわゆる「B5」）

ご注意

登録品質確認の義務違反は、罰則の対象となります。

登録義務の違反：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
品質確認義務の違反：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

ガソリンの強制規格

項目	満たすべき基準	分類
鉛	検出されない	環境(大気汚染防止)
硫黄分	0.001質量%以下	環境(大気汚染防止)
MTBE	7体積%以下	環境(大気汚染防止)
含酸素率	1.3質量%以下	環境(大気汚染防止)
ベンゼン	1体積%以下	健康被害防止
灯油	4体積%以下	エンジントラブル防止
メタノール	検出されない	エンジントラブル防止
エタノール	3体積%以下	エンジントラブル防止
実在ガム	5mg / 100ml以下	エンジントラブル防止
色	オレンジ色	灯油との誤使用防止

軽油の強制規格

項目	満たすべき基準	分類
硫黄分	0.001質量%以下	環境(大気汚染防止)
セタン指数	45以上	環境(大気汚染防止)
蒸留性状(90%留出温度)	360以下	環境(大気汚染防止)
トリグリセリド	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
脂肪酸メチルエス	0.1質量%以下 5質量%以下	エンジントラブル防止
(メタノール	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
(酸価	0.13mgKOH / g以下	エンジントラブル防止
(亜酸、酢酸及びプロピオン酸の合計	0.003質量%以下	エンジントラブル防止
(酸価の増加	0.12mgKOH / g以下	エンジントラブル防止

（留意点）脂肪酸メチルエスが0.1%を超え、5%以下の場合は、酸化安定性等の項目も満たす必要がある。

詳しくは、資源エネルギー庁の品確法ホームページをご覧ください
<http://www.enecho.meti.go.jp/hinnkakuhou/index.html>



おらず、不具合事例も見られません。そのため、品確法の軽油の強制規格に適合した混合燃料(B5)での使用をお願いいたします。

【お問い合わせ】
沖縄総合事務局

経済産業部環境資源課
0988-866-1757